

■令和7年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会での主なQ＆A【事業者向け】

※本Q&Aの内容は、令和7年9月末時点の内容であり、今後変更の可能性がある。

作成：国土交通省住宅局安心居住推進課
国土交通省住宅局住宅総合整備課
厚生労働省社会・援護局保健課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課

NO	カテゴリー	質問	回答
1	全般	住宅確保要配慮者で特に高齢単身者については孤独死のリスクが非常に高い。大家が拒否感を持たないような、孤独死に対する対策等はあるか。	今回の法改正では、孤独死や死亡時の残置物処理などの懸念から、特に単身高齢者などの要配慮者の入居に対して大家さんの不安感が大きくなっていることを踏まえ、大家さんが賃貸住宅を提供しやすく、また要配慮者が入居しやすい市場環境の整備を図ることとしている。 具体的には、 ・居住支援法人によるモデル契約条項を活用した残置物処理の推進 ・居住支援法人等が入居中のサポートを行う住宅（居住サポート住宅）の認定制度の創設 ・住宅と福祉が連携した地域の居住う支援体制の強化 ・賃借人の死亡時まで継続し、死亡時に終了する（相続人に相続されない）賃貸借（終身建物賃貸借）の認可手続きの簡素化等の措置を講じることとしている。
2	全般	不動産事業者が、大家や高齢者へ住宅セーフティネット制度の説明をするための資料を提供していただきたい。	居住サポート住宅制度に関する周知リーフレットを今後公表予定。
3	全般	大学生や若年層を住宅確保要配慮者として位置付ける予定はあるか。	「学生」や「若年層」を住宅確保要配慮者として法令で位置付ける予定はない。なお、地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画に定めることで、独自に住宅確保要配慮者として追加することは可能である。
4	全般	居住支援に関する入居者への支援施策をまとめた資料を提供していただきたい。	住まいや住まい方にお困りの方向けのリーフレットを以下のURLにて公表している。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001882752.pdf
5	全般	セーフティネット登録住宅に入居する住宅確保要配慮者に対しても見守りや安否確認をすることは可能か。	セーフティネット登録住宅においても、入居者との合意・契約のもと、居住支援に関するサポートを提供することは制限されるものではない。
6	全般	セーフティネット登録住宅の情報提供システムにおいて、物件の詳細情報が確認できないものが多いが、物件写真や家賃等について掲載基準は定められていないのか。	セーフティネット住宅情報提供システムでは、掲載を任意としている項目（物件写真等）や、非表示とすることができる項目（家賃等）がある。
7	全般	セーフティネット住宅の面積基準を緩和すべき。	今般の改正において、既存住宅をセーフティネット住宅とする場合の面積基準の緩和を行っている。また、地方公共団体が定める賃貸住宅供給促進計画により更なる緩和もできることとしており、地域の実情に応じた地方公共団体の判断による基準の設定も可能となっている。
8	全般	改正法の内容について、一般の方向けの周知はあるか。	改正法の内容については、国土交通省HPで周知を行っていくほか、パンフレットの配布やメディアの活用等により周知を図っていく予定。
9	終身建物賃貸借	終身建物賃貸借の認可手続きにおいて、各住戸の面積は内法面積（登記面積）での算定でよいのか。また、申請書、届出書に登記事項証明書等の添付は必要か。	面積算定については、基本的に壁芯で行うことが想定される。 登記事項証明書については、一律に提出が必要なものではないが、認可主体が必要と認める場合には提出が求められる場合がある。
10	終身建物賃貸借	終身建物賃貸借の事業認可申請書及び事業を行う賃貸住宅の届出書にはどのような添付書類が必要か。	事業認可申請書には、基準に適合する住宅において終身賃貸事業を行うことを誓約する書面及び都道府県知事が必要と認める書類が必要となる。また、届出書には終身賃貸事業を行う住宅の各会平面図又は間取り図、その他都道府県知事が必要と認める書類が必要となる。詳細は、賃貸住宅の存する都道府県（政令市・中核市）にお問い合わせいただきたい。
11	終身建物賃貸借	賃貸借契約の解約について死後事務委任契約を結ぶ場合と、終身建物賃貸借契約を結ぶ場合でどのような違いがあるのか。	賃貸借契約の入居者が亡くなった場合、一般的な賃貸借契約は賃借権として相続の対象となる。 そのため、例えば「残置物の処理等に関するモデル契約条項」の「解除関係事務委任契約のモデル契約条項」にあるように、一般的な賃貸借契約の解約について死後事務委任契約を結んだ場合、当該死後事務委任契約に基づく代理権の行使は相続人の利害に影響することから、当該契約の受任者は賃借人の推定相続人とし、それが困難場合には利害が対立しない第三者とすることが望ましい等、相続人との権利関係に一定の配慮を要する。 一方で、終身建物賃貸借契約は、都道府県知事の認可を得た場合に限り、特例として、相続人に賃借権が相続されず、入居者死亡時に確定的に終了する一代限りの契約を結ぶことができることとするものである。
12	終身建物賃貸借	終身建物賃貸借契約をする場合において、事業者としての認可申請後、加齢対応構造等の基準に適合するための対象住宅の改修はいつまでに完了すればよいのか。	対象住宅の改修は、基本的に実際の入居日までに完了している必要がある。なお、完了していない場合の指導監督の運用については、都道府県等に対し、「高齢者の入居申込みから、実際の入居日までの期間が短い場合等で、当該高齢者に入居時点において加齢に伴う身体機能の低下等がなく、ただちに加齢対応構造等の基準に適合する賃貸住宅とすることを要しない場合等には、例えば、認可事業者から改修工事の具体的な予定等を聴取した上で、一定の期間を経過してもなお基準に適合しない場合に改善命令等を行うことも考えられる。」旨を周知している。
13	終身建物賃貸借	居住サポート住宅の入居契約と終身建物賃貸借の契約は別で行う必要があるか。	居住サポート住宅についても、終身建物賃貸借についても、契約書式として義務付けられたものではなく、当事者の合意に基づいて契約書を作成すれば良い。なお、居住サポート住宅の入居契約（賃貸借契約）を終身建物賃貸借として締結することは当然可能である。
14	終身建物賃貸借	終身建物賃貸借は、外国人の場合も適用可能か。	終身建物賃貸借の入居対象者は高齢者（60歳以上の単身者及びその配偶者旗は60歳以上の親族と同居する者）である。この「高齢者」に該当しているのであれば、国籍は問われない。
15	終身建物賃貸借	終身建物賃貸借の認可を受けずとも、賃貸借契約を締結する際、入居者が死亡したときに賃貸借契約が終了する旨の特約を定めておけばよいのではないのか。	賃貸借契約の入居者が亡くなった場合、一般的な賃貸借契約は賃借権として相続の対象となる。また、現行の借地借家法では、建物の賃貸借について賃借人が死亡したときに終了する旨の特約を定めることは、賃借人に不利な特約を定めるものとして無効と解される。 この点、終身建物賃貸借は、都道府県知事の認可を得た場合に限り、特例として、相続人に賃借権が相続されず、入居者死亡時に確定的に終了する一代限りの契約を結ぶことができることとするものである。
16	終身建物賃貸借	終身建物賃貸借契約と残置物の処理に関する契約を同時に行うことができないか。	賃貸借契約において、終身建物賃貸借契約と残置物の処理に関する契約を同時に行うことは可能。国土交通省HPにおいて、「残置物の処理に関するモデル契約条項」を含む終身建物賃貸借の標準契約書を公開しているので、適宜活用されたい。 （終身建物賃貸借標準契約書 国土交通省HP） https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk7_000013.html
17	終身建物賃貸借	終身建物賃貸借契約を結んでいても、入居者が亡くなった後、残置物の片付けが終わるまで契約は継続されるのか。	終身建物賃貸借の契約は賃借人死亡時に終了する。その他契約上の合意事項については、「終身建物賃貸借標準契約書」（https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk7_000013.html）等を参考とされたい。
18	残置物処理	残置物としてベットが残されている場合はどうすればよいのか。	委任者と受任者との間で、あらかじめ、入居者死亡後の受け渡し先や処理方法等について十分に意思疎通を図っておくことが重要である。 なおモデル契約条項の活用の有無にかかわらず、一般論として、ベットの取扱いに関しては、必要に応じて専門家等に相談するなど、関係法令に違反することのないよう十分留意されたい。
19	残置物処理	残置物の処理等に関するモデル契約条項に示す指定残置物について、事後に変更（更新）はどのように行えばよいのか。	委任者は、指定残置物リストの作成等により、指定残置物を明確に区別しておく必要があるとされており、後日新たに指定残置物が生じた場合は、適宜指定することを想定している。 実際の運用としては、委任者自らが都度指定等を行うほか、受任者から委任者に対して、定期的に、指定残置物リスト等の更新を促す方法も考えられる。 委任事務処理の方法や方向性について十分に意思疎通を図っておく必要がある。
20	残置物処理	残置物処理等業務の認可を受けた場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）や古物営業法の規定に関わらず、廃棄物の処理や古物営業を行うことができるのか。	残置物処理等業務の認可を受けたからといって、廃棄物処理法や古物営業法等の規定に関係なく、廃棄物の処理や古物営業を行うことができるということではない。各法人においては、これらの法令に抵触することのないよう、例えば、以下のような行為について法令の適用及び遵守の方法について、事前に許認可等を所管する地方公共団体等の窓口を確認等することが考えられる。 ・動産を廃棄する場合：廃棄物処理法の廃棄物は、同法に基づき適正に処理されなければならない。具体的には、廃棄物処理業の許可を受けた事業者等に委託することが考えられる。 ・動産を換価する場合：古物営業法の古物営業に該当する場合、同法に基づく規制の適用を受ける。
21	残置物処理	居住支援法人の残置物処理の事務については、居住支援法人から他の事業者へ委託することは可能か。その場合、残置物処理等業務規程の認可等は必要か。また、委託先も都道府県への提出が必要か。	居住支援法人として残置物処理等業務を行う場合は、委託により実務を居住支援法人以外の者が行う場合であっても、当該居住支援法人としての指定又は業務変更認可と、残置物処理等業務規程の認可を受ける必要がある。また、残置物処理等業務規程には、残置物処理等業務の一部を第三者に委託する旨を記載する必要がある。なお、委託先の選定にあたっては、業務の公正かつ適確な実施を確保するため、委託先が必要な知識及び能力並びに財産的基礎を備えていること等をよく確認すること。また、廃棄物の処理の委託等、実施に当たり許認可等を要する業務を委託する場合は、委託先が必要な許認可等を具備しているかどうか、よく確認することが必要である。
22	残置物処理	残置物の処理に要する費用負担の懸念から家賃を高く設定せざるを得ないことがあるが、残置物処理に対する補助制度があるのか。	一部の自治体においては、孤独死・残置物処理に係る保険料等に対する補助制度が設けられている。
23	残置物処理	居住支援法人の指定が取り消された場合、残置物処理の委託契約に影響はあるのか。	居住支援法人としての指定が取り消された場合も、当該法人と委託者のが交わした残置物処理契約には影響しないため、契約の効力は継続される。
24	残置物処理	残置物の処理費用はどのように確保すればよいのか。	残置物の処理費用については、入居者の財物に関する処理費用であるため本人又は相続人に請求することができる。また、モデル契約条項には費用の事前受領を禁止する定めはなく、そのような取扱いも可能である。 なお、相続人の有無や所在が明らかでない場合など、委任事務終了後の費用回収が困難場合に備えて、賃貸人が残置物処理事務受任者に対し第三者弁済した上で賃貸借契約上の敷金から差し引くことを、あらかじめ規定しておく方法や、賃貸人において、敷金から充てることができなかった部分を被保証債権とする保証契約を締結すること、家賃債務保証からの費用の支払い等による対応も考えられる。
25	残置物処理	委任者である入居者の死亡後、残置物の保管期間が必要か。	モデル契約条項では、残置物の処理に関して事後的に紛争が生ずることを可能な限り防止するため、委任者の死亡から非指定残置物を廃棄等するまでに一定の期間をおくこととしており、この期間について「3か月」を下回る期間を定めることは避けるべきとしている。なお、実際には、委任者やその相続人の意向が知れているときはその意向に沿って処理することも考えられる。
26	残置物処理	受任者である居住支援法人は、委任者に相続人がいるかどうかの調査や、相続人がいた場合の連絡を行う必要があるか。	モデル契約条項は、受任者に対して戸籍調査のような積極的な探索（意向確認）までを求めているが、契約解除や残置物処理の事務委任契約は賃借人の相続人に承継されており、受任者は賃借人の相続人に対して善管注意義務等を負うと考えられることから、例えば家の中に残されている物から相続人の存在及びその住所が明らかである場合には、それをもとに連絡を取る等の対応は必要であると考えられる。 なお、一般論として、受任者が過失無くして相続人の存在と非指定残置物に対するその意向を知ることが出来ない場合は、廃棄処理等について不法行為責任等を負わないものと考えられるが、個別の状況に応じて弁護士等に相談することも考えられる。
27	残置物処理	「残置物処理等業務規程の作成・認可の手引き」はどこで確認できるか。	令和7年6月26日に自治体向けに発出しており、国土交通省HPで公開している。 （住宅セーフティネット制度 国土交通省HP） https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html
28	残置物処理	残置物の処理に関する契約を行い受任者として受ける場合に、受任者である居住支援法人が指定する保険会社・保証会社に加入していただくことを必須条件とするのは問題か。	契約自由の原則により、受任者が指定する保険会社・保証会社に加入することを委任契約締結の条件とすることは差し支えないと考えられるが、委任者が契約の内容を十分に理解した上で同意していることが必要と考えられる。
29	残置物処理	居住支援法人の残置物処理等業務は、入居者の死亡時だけでなく、夜逃げなどの際の残置物の処理にも対応しているか。	居住支援法人の行う残置物処理等業務は、賃借人である住宅確保要配慮者からの委託に基づき、当該住宅確保要配慮者が死亡した場合における賃貸借契約の解除及び残置物の処理を行う業務であり、夜逃げの際の残置物処理など、賃借人の委託に基づかない、あるいは賃借人が生きている間に行う残置物の処理は、残置物処理等業務には該当しない。
30	家賃債務保証	認定家賃債務保証業者の認定基準において、居住サポート住宅に入居する要配慮者の申込みを正当な理由なく断らないとあるが、正当な理由の該当内容は何か。	居住安定援助賃貸住宅事業（居住サポート住宅を提供する事業）は、賃貸住宅に日常生活を営むものに援助を必要とする要配慮者を入居させ、当該要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助等を行う事業であって、その計画が適当なものであることを市区町村長等が認定し、当該認定を受けた計画に従って行われるものである。したがって、居住サポート住宅の賃貸借契約を締結しようとする要配慮者から家賃債務の保証に係る申込みがあった場合、居住安定援助賃貸住宅事業の援助実施者によって当該要配慮者の生活の安定が図られることが期待されるため、通常、認定業者においてこれを拒むことはできないと考えるべきであり、そのような事業者に対して大田として認定することを想定している。 個々の事例においては「正当な理由」が認められる場合があると考えているが、その範囲は広くなく、例えば、個々の入居者等について以下のような個別の事情がある場合が考えられる。 ・家賃の支払い意思がないことを入居者が明言している場合 ・要配慮者の収入等と住宅の家賃を客観的に比較し、家賃を継続的に支払うことが困難であると考えられる場合 ・暴力団員等 ・家賃債務の保証に係る申込み等に際し、不当・悪質なクレーム等が認められる場合 ・家賃債務保証業者が、居住サポート住宅の存する地域において事業を行っていない場合
31	家賃債務保証	認定家賃債務保証業者の認定基準において、すべての要配慮者との契約締結の条件として緊急連絡先を親族などの個人に限定（法人でも可とする）しないとするが、法人の範囲はどのようなものか。居住支援法人も可能か。	「契約の締結の条件として」個人の連絡先を求めることは認められないが、個人ではない法人等が緊急連絡先となる場合は、特段制限をしておらず、居住支援法人等が緊急連絡先になることも可能である。

NO	カテゴリー	質問	回答
32	家賃債務保証	認定家賃債務保証業者の認定基準において、すべての要配慮者との契約に係る保証委託料が、その契約の履行のために要する費用に照らして不当に高いものでないこととあるが、不当に高いものの判断基準は何か。	「不当に高い」の基準については、保証内容、地域等の個々の事情により判断されるため、現段階で一律の基準を示すことは困難だが、少なくとも、保証委託料を月額家賃の100%超の金額とすることは現状では一般的かつ適当とは言いがたいと考えている。
33	家賃債務保証	認定家賃債務保証業者の認定基準において、要配慮者との契約締結の実績及び標準的な契約の内容・締結の条件について、インターネットの利用等により公示しているとあるが、公示対象は要配慮者に対する事項でよいのか。公示項目は定めれているのか。	当該要件における公示対象は要配慮者に対する事項である。 公示内容は、契約実績に関しては、契約締結の実績がある要配慮者の属性などを想定している。また、契約の内容に関しては、住宅確保要配慮者との標準的な契約書を掲載すること、又は少なくとも保証の対象、保証限度額、保証料の範囲等の内容や、契約締結の条件として緊急連絡先を個人に限定しないこと、保証人の設定を求めないこと等をHPに記載することなどが考えられる。なお、個別商品の詳細を記載することまでは求めている。
34	家賃債務保証	現状も要配慮者が利用しやすい家賃債務保証会社があるが、管理会社やオーナーがそもそも契約を拒むので家賃債務保証が利用できない現状がある。利用が広がるような手だてを講じてほしいが、どのような対応をする予定か。	「改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会」等において、管理会社やオーナーも含めた関係者に対して、登録制度・認定制度の説明を実施。また、管理会社・オーナー向けの登録制度・認定制度に関するリーフレットを作成し、引続き制度の周知・普及を図る予定。
35	家賃債務保証	居住支援法人が家賃保証業者や居住サポート住宅の事業者を兼ねることができるか。	可能である。居住支援法人は、居住サポート住宅の援助実施者として、賃貸人と共同して認定事業者となることが想定されている。また、居住支援法人が登録または認定家賃債務保証業者となり住宅確保要配慮者の家賃債務の保証を行うケースも想定される。
36	家賃債務保証	賃貸借契約時に家賃債務保証を契約する際、居住支援法人が認定家賃債務保証業者を指定することができるのか。	家賃債務保証業者は、賃借人及び賃貸人・管理会社等が選択し契約するものであり、認定家賃債務保証業者においても同様である。なお、居住支援法人が認定家賃債務保証業者を紹介等することは考えられる。
37	家賃債務保証	家賃債務保証業者の禁止行為に對しての基準や処分規定があいまいではないか。	登録家賃債務保証業者については、家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）、認定家賃債務保証業者については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に指導・監督等に関して規定をしている。
38	家賃債務保証	居住支援法人の業務として家賃債務保証とあるが登録・認定された家賃保証会社への委託でも問題ないか。それとも居住支援法人自らが登録・認定することを想定しているのか。	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第62条で規定されている居住支援法人が行う業務については、すべてを実施する必要はなく、一部実施でも差し支えない。また、債務保証業務については、第63条で債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができるため、債務の保証の決定以外の業務であれば、登録・認定された家賃保証業者への委託も問題はない。
39	家賃債務保証	要配慮者からの申込を拒んだ場合、理由はどこまで具体的な表現が必要か。	認定家賃債務保証業者が、居住サポート住宅に入居する要配慮者の申込みを断った場合、正当な理由に該当すると判断できる理由、断った年月日、要配慮者の氏名・住所について帳簿に記録しておく必要がある。
40	居住サポート住宅	居住サポート住宅は、施行後10年間で10万戸の供給を改正法案のKPIとしているが、年度毎の目標値はあるか。	年度毎の目標値は設定していない。
41	居住サポート住宅	既に住宅確保要配慮者が入居している物件を居住サポート住宅として申請することはできるか。その際の注意点などはあるか。	既に入居者がいる戸数であっても、計画に記載し、認定を受けることができる。ただし、専用賃貸住宅は、入居者の資格を要援助者に限るものであることから、認定を受けた場合には、必ず、要援助者が入居している戸数と（要援助者のための）空室数の合計は、専用賃貸住宅の戸数以上であることが必要。
42	居住サポート住宅	居住サポート住宅における見守りについて、訪問を行うための人的配置やビデオ通話を行うための機器等の環境整備について、補助等の支援策はあるか。	居住サポートの対価に関する支援については創設の予定はないが、国土交通省では、大家さんの不安感の軽減に資する先導的な取組みについてのモデル事業（みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業）を実施しているところ。 また、地方自治体が実施する生活困窮者自立支援制度の地域居住支援事業や生活保護制度の被保護者地域居住支援事業を受託するなどして居住サポートを行うことも想定される。
43	居住サポート住宅	支援対象者によっては、毎日の安否確認が不要な場合も思われるが、その場合でも専用住宅を1戸以上設ける必要があるのか。	専用住宅を1戸以上設けることが必要。
44	居住サポート住宅	サービス付き高齢者向け住宅をセーフティネット登録住宅や居住サポート住宅へ転用する際の具体的な手続きは。	サービス付き高齢者向け住宅の戸数の変更、登録の抹消の申請又は目的外使用の承認申請を行った上で、セーフティネット登録住宅または居住サポート住宅の申請を行うことが必要。
45	居住サポート住宅	年金（隔月支払い）を受給する生活保護受給者について、家賃の支払いが遅れないか。	生活保護においては、毎月支給される住宅扶助費から家賃を支払うこととなる。
46	居住サポート住宅	居住サポート住宅の認定基準のうち「耐震性を有すること」とは具体的にどのような内容か。	耐震性については、耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものであることが必要。具体的には、 ・昭和56年6月1日以降に新築の工事に着手したものであること ・昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものである場合は、耐震診断の結果についての報告書、建築住宅性能評価書、既存住宅の売買に係る保険契約の締結を証する書類等により耐震性が確認されているものであること のいずれかに該当すること。 なお、認定の申請時に上記を満たさず、かつ、申請前に耐震改修工事を行うことができない特別の事情がある場合は、耐震改修の工事の完了後において耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものとなることが必要。この場合、申請時に当該工事の計画概要を提出すること。
47	居住サポート住宅	居住サポート住宅情報提供システムは、賃借人も見ることができるか。また、一般の不動産サイトへも併せて掲載し、居住サポートを提供可否によって掲載内容に差異があっても良いか。	居住サポート住宅情報提供システムは、一般にインターネット上に公開されるものであり、どなたでも閲覧することができる。また、一般の不動産サイトとの併載は制限されるものではないが、居住安定援助賃貸住宅事業の業務に関して広告をする場合にあっては、 ・認定住宅の土地又は建物について表示する場合において、当該土地又は建物を当該認定住宅に係る認定事業者が所有しているものでないときは、その旨を明瞭に記載すること ・認定住宅入居者に提供する居住安定援助について表示する場合においては、当該居住安定援助の内容並びにその提供の対価及び条件の内容を明瞭に記載すること ・認定住宅の入居契約の内容及びその締結の条件について表示する場合において、認定住宅入居者が居住安定援助の提供を受けることを当該入居契約の締結の条件とするときは、その旨を明瞭に記載することが定められているため、留意されたい。
48	居住サポート住宅	セーフティネット登録住宅と居住サポート住宅の違いは。	セーフティネット登録住宅は住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅を賃貸人が登録するものであり、入居中のサポートは要件となっていない。 一方、居住サポート住宅は、日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者に対し、居住支援法人等が安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ等の入居中サポートを行う住宅を、福祉事務所設置自治体が認定する制度である。 入居中のサポートの要否等、住宅確保要配慮者のニーズが多様であるところ、どちらの制度も、住宅確保要配慮者が円滑に賃貸住宅に入居できる環境整備を図るために重要なものである。
49	居住サポート住宅	要援助者（入居者）がサポートの内容に合意していただけない場合も想定されるが、居住サポート住宅は、非専用住宅のみでも認定を受けることが可能か。	1つの居住安定援助計画において、1戸以上の専用住宅を設ける必要があり、非専用住宅のみでは認定を受けることが出来ない。
50	居住サポート住宅	居住サポート住宅における、福祉サービスへのつなぎのつなぎ先として、成年後見制度の利用を案内することも想定されるか。	福祉サービスへのつなぎとは、入居者の状態に応じて必要な相談窓口やサービスにつなぐことであり、そのつなぎ先として、成年後見制度の利用に係る相談機関等を案内することも含まれ得る。
51	居住サポート住宅	居住サポート住宅と、有料老人ホームの位置づけはどうか。	居住サポート住宅において、老人を入居させ、当該老人に対して「介護」「食事の提供」「家事」または「健康管理」のいずれかのサービスを提供をする場合は、有料老人ホームに該当するため、老人福祉法に基づく都道府県への届け出が必要となる。
52	居住サポート住宅	居住サポート住宅の認定手続きの手順はどのようなものか。	居住サポート住宅の認定主体は、住宅の所在する福祉事務所設置自治体であるので、まずは認定主体に問合せいただきたい。 なお、認定主体の窓口については、今後、「居住サポート住宅情報提供システム」において公表する予定。
53	居住サポート住宅	居住サポート住宅の家賃の額の基準について、近傍同種の賃貸住宅とはどのようなものか。	近傍同種の賃貸住宅とは、家賃を決定する住宅の周辺に立地し、床面積等の条件が類似する、民間賃貸住宅を想定している。
54	居住サポート住宅	居住サポート住宅の改修費補助を受けた場合、入居者は原則、住宅確保要配慮者とするところとあるが、要配慮者の入居者が決まらなかった場合は要配慮者以外の入居は可能か。	居住サポート住宅の改修において国の直接補助を受けた場合、補助を受け改修した居住サポート住宅へ入居する者は、原則として住宅確保要配慮者となるが、募集開始後、3か月間入居者が決まらない場合は、住宅確保要配慮者以外の者を入居させることも可能である。 なお、募集にあたっては、不動産ポータルサイト等への掲載に加えて、住宅が所在する地域の住宅確保要配慮者居住支援協議会（市町村協議会が設立されている場合は市町村協議会、設立されていない場合は都道府県協議会）に募集を開始した旨の情報提供を行うことが必要。 地方公共団体において改修費補助の制度を創設する場合も、上記の要件が課されるなど制度趣旨を踏まえた適切な運用が図られることとなるが、具体的な要件については地方公共団体に確認されたい。
55	居住サポート住宅	集合住宅等（ワンルーム）を活用したグループホームと「居住サポート住宅」の関係は。	・認知症グループホームについては、介護保険法、及び老人福祉法に基づき、認知症の高齢者に対して、共同生活同居で、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものである。 ・障害のある方に支援を行うグループホームは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく共同生活援助という障害福祉サービスになる。グループホームは主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談等の援助を行う事業のことをいう。 ・居住サポート住宅については、改正住宅セーフティネット法に基づき、日常の安否確認、訪問等による見守り、生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行っていただく住宅をいう。
56	居住サポート住宅	居住サポート住宅の認定基準のうち、居住サポートの対価が不当に高いものでないことについて、具体的な金額の想定はあるか。	居住サポートの対価については、提供されるサービスの内容等に応じて様々であるため、不当に高いものであるかの判断基準として具体的な金額を示すことは困難であるが、居住サポートの対価が不当である例としては、認定事業者が既に同様のサービスを提供している場合に、当該サービスの料金と比べて居住サポート住宅において提供する場合の料金が高い等、住宅確保要配慮者について異なる取扱いをしている場合等が考えられる。
57	居住サポート住宅	居住サポート住宅のうち専用住宅に住宅確保要配慮者以外を入居させることは可能か。	居住サポート住宅のうち専用住宅の入居者は、要援助者（安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの提供を必要とする住宅確保要配慮者）及び要援助者と生計を一にする配偶者・親族に限定される。これら以外の者を入居させる場合には、認定主体に対して専用住宅の目的外使用の申請を行い、承認されることが必要。
58	居住サポート住宅	居住サポートについて、福祉サービスとしてその費用の支弁を受けられるのか。	福祉サービスの一部を居住サポートとみなすことは、各福祉サービスの法令・基準等に抵触するおそれがあるため、基本的に想定しておらず、居住サポートは福祉サービスと切り分けて実施されるので、原則として福祉サービスとしての費用の支弁はない。 ただし、居住サポート住宅の認定事業者が生活困窮者自立支援制度の地域居住支援事業や生活保護制度の被保護者地域居住支援事業を受託している場合に、当該事業による見守り等を行う場合については、委託費として事業費が補助される。
59	居住サポート住宅	生活保護受給者からの連絡によって、代理納付を解除することができるか。	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第53条に基づき、被保護者が居住サポート住宅に入居する場合に、当該事業者が住宅扶助費等の代理納付を希望する旨を保護の実施機関に通知したときには、家賃等の口座振替納付が行われている場合などを除き、代理納付を適用することとなる。
60	居住サポート住宅	居住サポート住宅について、登録家賃債務保証業者において、代理納付を希望する旨を保護の実施機関に通知することができるか。	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第53条に規定する認定事業者が、代理納付を希望する旨を保護の実施機関に通知することができる。
61	居住サポート住宅	公営住宅を居住サポート住宅として、居住支援法人が入居者へのサポートを提供する場合、家賃は地方公共団体へ、サポート費用は居住支援法人へ支払う仕組みとすることは可能か。	可能である。
62	居住サポート住宅	公営住宅を目的外使用として居住サポート住宅として活用する際に、スプリンクラー設置をする必要があるのか。	住宅の規模や利用形態等に応じて、法令上の扱いも異なると考えられるため、スプリンクラーの設置の要否は、住宅の所在地を管轄する消防本部に確認されたい。
63	居住サポート住宅	居住サポート住宅情報提供システムの運用開始はいつか。	令和7年9月30日運用開始予定。
64	居住サポート住宅	居住サポート住宅において、専用住宅と非専用住宅の対象者はどのような違いがあるのか。	居住サポート住宅のうち専用住宅の入居者は、要援助者（安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの提供を必要とする住宅確保要配慮者）及び要援助者と生計を一にする配偶者・親族に限定される。 非専用住宅については、要援助者以外の住宅確保要配慮者等も入居可能。
65	居住サポート住宅	居住支援法人として、既に居住サポート住宅と類似の取組を行っているが、認定を受けるメリットは何か。	居住サポート住宅については、入居する住宅確保要配慮者に対する家賃債務保証を原則として断らない「認定家賃債務保証業者」を活用することが出来、支援を行う住宅確保要配慮者に対する円滑な物件確保や、安定した生活・居住の継続の提供等が可能となる。 また、入居者が生活保護受給者の場合、住宅扶助費（家賃）について代理納付が原則化される。 このほか、サブリース形式により提供することで一定の事業性も想定されるほか、改修費・家賃低廉化補助等の補助制度を活用することも可能となる。
66	居住サポート住宅	生活困窮者自立支援制度の地域居住支援事業の委託を受けた場合、見守り等の支援に係る対価を入居者から徴収してよいか。	居住サポート住宅の認定事業者が地域居住支援事業による見守り等を行う場合については、委託費として事業費が補助されていることから、地域居住支援事業による見守り等の範囲（頻度等）で居住サポート住宅の見守り等を兼ねる場合には、居住サポート住宅の入居者からサポート費用を徴収することは想定されない。 ただし、地域居住支援事業による見守り等の範囲を超えて居住サポート住宅としての見守り等を行う場合や、地域居住支援事業による支援の対象となっていない入居者に見守り等を行う場合には、その分の費用を徴収することは差し支えない。
67	居住サポート住宅	居住サポート住宅の入居者が要援助者に該当するかや、提供が必要なサポートの内容は、どのように判断すれば良いか。	家族や知人等の身寄りの有無など、入居希望者を取り巻く状況等を踏まえ、基本的には大家から入居希望者に提案し、入居者との合意により判断されることを想定している。
68	居住サポート住宅	認定事業者が居住サポートを他の事業者に委託することは可能か。委託先は介護事業者でも良いか。	認定事業者の責任下で居住サポートを他の事業者に委託することは可能。 ただし、委託契約を締結し、認定事業者が居住サポートの提供状況等を速やかに把握できる体制になっていることが必要。 なお、福祉サービスの一部を居住サポートとみなすことは、各福祉サービスの法令・基準等に抵触するおそれがあるため、基本的に想定していない。
69	居住サポート住宅	公営住宅の目的外使用は、法改正に伴い、すべての市町村住宅も対象となるのか。	従前通り、すべての事業主体において対象となる。

NO	カテゴリー	質問	回答
70	居住サポート住宅	居住サポート住宅の認定にあたり、既存建物の解体や新築に対する補助はあるか。	居住サポート住宅とするための解体・新築工事に対する直接的な補助制度は設けていない。 関連する補助制度として、「人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業」や「空き家対策総合支援事業」の活用可能性があるため、補助要件を確認いただきたい。
71	居住サポート住宅	居住サポート住宅における、見守り・安否確認に対する費用の補助はあるか。	居住サポートの提供の対価は、基本的には、見守り等の居住サポートを受ける入居者が負担することを想定していますが、その費用の一部を認定事業者が負担することも差し支えない。 居住サポートの対価に関する直接的な補助制度は設けていないが、居住支援法人についてこれまでその立ち上げ等の支援（居住支援協議会等活動支援事業）をしているほか、大家さんの不安感の軽減に資する先導的な取組みについてのモデル事業（みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業）を実施しているところ。 また、地方自治体が実施する生活困窮者自立支援制度の地域居住支援事業や生活保護制度の被保護者地域居住支援事業を受託するなどして居住サポートを行うことも想定される。 こうした公的支援を活用しつつ、法人自らが行う福祉や不動産などの事業も組み合わせながら、各主体が安定的・自立的に活動することを目指していくことが重要と考えている。
72	居住サポート住宅	見守りや安否確認などのサポート費用について、上手く行っている運用事例などはあるか。	「みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業」において、居住サポート住宅のビジネスモデル等に関する検証を実施いただいているところ。今後も、本事業の成果について周知してまいりたい。
73	居住サポート住宅	身寄りのない生活保護受給者について、居住サポートの費用に加え、身元保証料などが生じた場合に、こうした費用を生活扶助費から支出することは困難ではないか。	居住サポートの対価を含め生活に必要な経費については、保護費のやりくりで支出していただくこととなる。なお、生活保護受給者の最低限度の生活の維持に支障が生じるおそれがある場合には、個別の状況を踏まつつ本人への相談、助言が必要と考えている。
74	居住サポート住宅	居住サポート住宅において、導入したICT見守りサービス等を入居者が独断で解約した場合は専用住宅でなくなるのか。	要援助者に対しては、安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの提供が必要であるため、提供を拒否する等の場合には当該入居者と丁寧に調整を行った上で、居住サポートに関する契約の変更を行うことが考えられる。 安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの提供を行わないこととなった場合には、当該入居者は要援助者には該当せず、入居している住戸は専用住宅には該当しないこととなる。
75	居住サポート住宅	耐震性を有しない物件を居住サポート住宅として認定を受けることは可能か。	耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものであることが必要である。 なお、認定の申請時に上記を満たさず、かつ、申請前に耐震改修工事を行うことができない特別の事情がある場合は、耐震改修の工事の完了後において耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものであれば足りる。 居住サポート住宅に対する改修費補助（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業）において、耐震改修も補助対象としているため、活用を検討いただきたい。
76	居住サポート住宅	居住サポート住宅に該当する場合は、無料低額宿泊所には該当しないとなるが、現在運営中の無料低額宿泊所を居住サポート住宅に変更しようと考えているが可能か。また、無料低額宿泊所に入居者がいる場合、注意する点はあるか。	居住サポート住宅へ施設形態を変更する場合に行うことは、主に次のとおり。なお、手続き等の詳細は、所在地の都道府県等に問い合わせいただきたい。 【行政への事前連絡】居住サポート住宅に変更を予定（計画）している場合には、無料低額宿泊所所管部署及び居住サポート住宅所管部署に対し、施設形態を変更する旨、事前に連絡いただきたい。 また、入居者が生活保護受給者である場合は、当該者を担当するケースワーカー（福祉事務所）に対しても、施設形態を変更する旨、事前に連絡いただきたい。 【入居者への対応】無料低額宿泊所には、事業者及び入居者双方の解約条項を契約上定め、契約書に明記しておくよう求めているところであり、当該契約に基づき、適切に対応いただく必要がある。入居者への説明に当たっては、可能な限り早期に、施設形態を変更する旨、また、契約内容等について変更点がある場合には当該変更点について丁寧に説明し、理解を得るよう努めていただきたい。 入居者が退去を選択する場合には、基準省令第15条第2項及び第3項に基づき、入居者に対する必要な情報提供・援助や、関係機関等との密接な連携に努めていただきたい。 【行政手続】居住サポート住宅の認定を申請する際には、居住サポート住宅の認定基準に適合していなければならない。また、認定主体において認定可否を判断するには、認定基準への適合を審査するために必要な期間を要することに留意されたい。 上記の事前連絡や入居者への対応、居住サポート住宅の認定手続きを経て、無料低額宿泊所を廃止した際には、社会福祉法第68条の4に基づき、廃止日から1ヶ月以内に無料低額宿泊所所管部署に対し、廃止届を提出する必要がある。無料低額宿泊所である期間と居住サポート住宅である期間が重複しないよう留意の上、廃止届を提出いただきたい。 居住サポート住宅の認定を申請する際には、居住サポート住宅の認定基準に適合していなければならない。また、認定主体において認定可否を判断するには、認定基準への適合を審査するために必要な期間を要することに留意されたい。 【その他】上記のほか、消防法など他制度に基づく規制・手続にも留意いただきたい。 基準省令・・・無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）
77	居住サポート住宅	居住サポート住宅は、新築・既存建物のどちらでも実施可能という認識で良いか。建物の用途は何に該当するのか。	居住サポート住宅は、新築・既存建物のどちらでも実施可能。 建築基準法における用途については、個々の建物の利用状況等を踏まえて、住宅の所在地の特定行政庁により総合的に判断される。
78	居住サポート住宅	居住サポート住宅において、居住支援法人が食事提供や訪問介護サービスを自由選択制で実施する場合でも、住宅型有料老人ホームとして都道府県への届出が必要となるか。	居住サポート住宅において、居住支援法人が食事の提供等を自由選択制で実施する場合であっても、有料老人ホームに該当すると判断される場合があるため、都道府県等の有料老人ホーム担当に連絡・相談されたい。
79	居住支援法人	居住支援法人の指定基準の見直しに伴い、既存の居住支援法人についても指定の取消しとなることはあるのか。	既に指定を受けている居住支援法人であっても、改正後の住宅セーフティネット法第70条に規定する事項に該当する場合は、指定の取消し対象となる。
80	居住支援法人	自治体と居住支援法人の連携の推進に当たって、自治体からの積極的な働きかけが必要ではないか。	国としては、改正法により、市町村による居住支援協議会の設置を促進し、居住支援法人を含む住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進しているところである。 また、生活困窮者自立支援制度に基づく各事業の実施に当たっては、居住支援法人が行う業務と連携を図ることが努力義務とされており、特に自立相談支援事業や地域居住支援事業について連携を図よう自治体に依頼している。
81	居住支援法人	都道府県をまたいで居住支援法人の活動をすることは可能か。	指定を受けた都道府県内でのみ居住支援法人としての活動が可能である。複数の都道府県で業務を行おうとする場合には、それぞれの都道府県知事による指定が必要となることに留意されたい。
82	居住支援法人	居住支援法人数の増加により、国交省の居住支援法人に対する補助が減額されていて、活動がやりにくい状況。 国交省の補助が活動実績数に見合った給付金にする等の変更を検討していただきたい。	居住支援協議会等活動支援事業では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動等に係る事業の立上げ等に対して、予算の範囲において当該事業の実施に要する費用の一部を補助している。補助の配分については、事業の実績や実施予定等を勘案し決定をしている。
83	居住支援体制の整備	自治体との連携とはどのようなものを想定しているか。	地域の居住支援体制整備に向けた、住まいに関する相談から入居前・入居中・退居時まで、多機関が連携・協働した総合的な取り組みやその実現のための協議（居住支援協議会などの会議体への参加など）。
84	居住支援体制の整備	市役所に協議会設立について相談しても住宅課、福祉課等がたて割により連けいが取れておらずに居住支援協議会設立が進まない。	改正後の住宅セーフティネット法では、市区町村による居住支援協議会設置が努力義務化され、できる限り遵守する姿勢が求められる。 国としては、居住支援協議会を活用した地域の居住支援体制づくりの手順や方法等を記載した「居住支援協議会設立の手引き」の改訂や居住支援協議会伴走支援プロジェクト等を通して市区町村の居住支援協議会設立を促進している。
85	居住支援体制の整備	居住支援協議会として、期待される機能や役割を果たしている優良な協議会については、その実績等を適正に評価していただき、補助金等の配分に配慮いただきたい。	居住支援協議会等活動支援事業では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動等に係る事業の立上げ等に対して、予算の範囲において当該事業の実施に要する費用の一部を補助している。補助の配分については、事業の実績や実施予定等を勘案し決定をしている。 なお、居住支援協議会は居住支援体制整備において重要な役割を担っており、その設立や運営は地域の住宅施策の一環であると考えられるため、地方公共団体による予算措置もご検討いただきたい。
86	居住支援体制の整備	福祉事業者と不動産事業者の連携とは具体的にはどのようなものか。	意見交換や勉強会などを通じ、現状やニーズの把握、関係者・団体間の相互理解を進めるところから始めていただき、地域に実状に応じた連携の形を協議・検討していただきたい。※手引き参照
87	居住支援体制の整備	居住支援協議会が未設置の自治体では、居住支援法人の活動が不利になるのではないか。	居住支援法人の活動に限らず、地域の不動産事業者、福祉関係事業者、行政が互いの得意分野を理解し、連携・協働することができる地域の居住支援体制を整備することを目的に、地方公共団体による居住支援協議会の設置を努力義務化している。
88	居住支援体制の整備	緊急連絡先、連帯保証人、身元保証人について居住支援協議会が引き受けをする必要があるか。	地域の実情に応じて、居住支援協議会もしくは居住支援協議会事務局等が緊急連絡先、連帯保証人、身元保証人などを担う事業を展開することも制限されるものではないが、国では、居住支援協議会とは地域の居住支援体制の整備を進める「つながりの場（会議体）」と示しており、一概に事業体であることは求めている。
89	居住支援体制の整備	居住支援活動を始めたが、関係者・団体等とどのように連携を始めればよいかわからない。	地域の居住支援体制に向けて、居住支援協議会「つながりの場（会議体）」の設立を努力義務とし、その協議事項として関係者間の相互理解を深め、連携の促進等を求めている。
90	居住支援体制の整備	福祉事業者との連携の切り口はどのようなものか。	意見交換や勉強会などを通じ、現状やニーズの把握、関係者・団体間の相互理解を進めるところから始めていただきたい。※手引き参照
91	関係予算	セーフティネット住宅について、孤独死・残置物に係る保険料の低廉化への国庫補助には上限額が設けられているが、全額補助をすべきではないか。	孤独死や残置物に係る保険料は、通常、入居者や賃貸人が負担することが想定されますが、住宅確保要配慮者を受け入れる賃貸人の負担の軽減のため、地方公共団体と協調し、家賃債務保証料等の低廉化に対する国庫補助を行っています。
92	関係予算	居住支援協議会等活動支援事業における居住支援法人の補助要件について、「地方公共団体等との連携」に関しては、都道府県が開催する法人交流会(市町村・県が同席)や講習会、意見交換会への出席、その場での情報交換なども対象となるのか。	令和7年度居住支援協議会等活動支援事業において、地方公共団体等（市区町村協議会、設立準備会、協議会傘下の部会等を含む。）との居住支援に関する一定の連携を居住支援法人の補助要件としている。 具体的には、 ①居住支援に関し、地方公共団体等と業務委託契約や協定・覚書を締結 ②居住支援に関するセミナーや相談会等を、地方公共団体等と共同で開催、又は主催側（講師・相談員等）として参加 ③地方公共団体等との会議・意見交換会・ケース会議等の実施 のいずれかを満たし、実施したことが法人名の記載等で判断できるレジメ、議事録等の提出が必要となる。
93	関係予算	「みんなが安心して住まいを提供できるモデル事業」と「居住支援協議会等活動支援事業」の併用は可能か。	同じ補助対象に重複して補助を受けることはできません。なお、補助対象を明確に区分できる場合は、補助事業の併用が可能となる場合があります。
94	関係予算	「みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業」について事業に応募できるのは居住支援法人のみか。	居住支援法人をはじめ、社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は労働者協同組合等が事業に応募可能である。
95	関係予算	セーフティネット住宅改修補助において、防音工事についての費用は補助対象となるのか。	補助対象となる。
96	関係予算	生活保護において、家賃だけでなく、駐車場代・保証料・共益費についても代理納付の対象にできないか。	住宅扶助費と生活扶助費（共益費）を代理納付の対象としているため、住宅扶助費において保証料が支給される場合には対象となります。駐車場代は、住宅扶助費と生活扶助費（共益費）のいずれにも当てはまらないため、代理納付の対象とはならない。
97	関係予算	セーフティネット住宅や居住サポート住宅への家賃低廉化補助及び家賃債務保証料等の低廉化補助について、住宅扶助や生活困窮者住居確保給付金を受給している者も含めて、対象とするべきではないのか。	セーフティネット住宅や居住サポート住宅への家賃低廉化補助は、家賃に対する支援である住宅扶助及び生活困窮者住居確保給付金との重複受給は原則不可としております。 セーフティネット住宅や居住サポート住宅への家賃債務保証料等の低廉化補助は、その限りではありません。
98	その他	セーフティネット登録住宅への補助を実施している自治体一覧の随時更新版はどこで確認できるのか。	国土交通省 住宅セーフティネット制度のHPの【経済的支援等】に掲載されている。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html
99	その他	セーフティネット登録住宅等に関して、制度を順守していない物件を把握した場合どこに問合せをすればよいのか。	都道府県等にご相談ください。
100	その他	居住支援協議会による連携の推進に当たって個人情報の共有が課題となっているが、どのように行っていけばよいか。	個人情報保護法に基づき、法令に基づく場合や人の生命・身体・財産の保護に必要で本人の同意取得が困難な場合等を除いては、個人情報の第三者提供には本人同意が必要である。 このため、相談を受けた窓口において、他部局や支援を行う事業者等との連携が必要と想定される場合には、相談者への必要な支援を行う目的において自治体内の関係者へ個人情報共有する可能性があることの本人同意を、あらかじめ得るといったことも考えられる。 また、生活困窮者自立支援法第9条に基づく支援会議については、会議の構成員に対する守秘義務を設けることで、構成員同士が安心して情報共有を行うことが可能となり、状況に応じて活用をご検討いただきたい。 （支援会議における個人情報の取扱いについては、「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインについて」（令和7年4月1日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）をご参照いただきたい。）
101	厚労省関係	重度心身障害者への対応について、合理的配慮等あれば、教えてほしい。	・重度の肢体不自由と知的障害とが重複した状態の者で常時介護が必要となります。障害福祉サービスだけでなく、必要に応じて、訪問看護等の医療など在宅で生活するための様々な支援を利用していくことになる。 ・また、住まいも電動ベッドや車イスが利用できるなど重症心身障害児（者）や介助者等に配慮したバリアフリー設計にいただくことも必要となる。 ・入居する重症心身障害児（者）とその家族への支援に当たっては、負担が重すぎない範囲でご配慮いただきますようお願いしたい。
102	厚労省関係	厚労省資料 P7 高齢者(地域支援事業)と居住支援法人・居住支援協議会との関係性がよくわからない。	地域支援事業のメニューの一つに、「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」があり、これは、不動産関係団体や地域関係者、行政の住宅部局・福祉部局が連携して、入居前から入居中、退去到至るまで、総合的な住まい支援を行うものである。昨年の改正住宅セーフティネット法成立を踏まえて要綱の見直しを行い、市町村から居住支援法人等に事務委託が可能であることを明確化した。また、事業実施に当たっては、居住支援協議会と連携して、効果的・効率的に居住支援を行うことを想定している。

NO	カテゴリー	質問	回答
103	厚労省関係	生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の転居費用の給付の詳細を知りたい。	例えば、配偶者と死別し世帯の年金収入が減少した高齢者や疾病等で離職し就労収入を増やすことが難しい者等、収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある生活困窮者が、収入・資産等に係る一定の支給要件を満たす場合に、一定の上限額の範囲内で、転居先の住宅に係る敷金を除く初期費用（礼金、仲介手数料、保証料、保険料）等を対象に住居確保給付金を支給するものである。詳細については、各自治体にお尋ねいただきたい。
104	厚労省関係	生活困窮者自立支援制度の地域居住支援事業について、受託事業者の選定はどのようにされるのか。自治体が当該事業を実施していない場合はどうすればよいか。	生活困窮者に対する支援について、専門的な知識・技術を有する職員を配置し、生活困窮者自立支援法の理念に即した支援を展開できることのほか、守秘義務や個人情報保護に必要な措置を講じることができる、記録を適切に管理できる、職員に対する指導・育成等を行うことができるなど、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することできると自治体が認めた社会福祉法人、NPO法人、居住支援法人等の民間団体に委託することを可能としている。委託先の選定に当たっては、企画提案等による評価プロセスを経ることが考えられるが、各自治体において選定方法を決定している。 未実施の自治体に対しては、地域の実情に応じた柔軟な方法や既存の地域資源を活用した方法により事業を実施することも考えられるとし、ニーズ及び地域資源を適切に把握し、事業の実施について積極的な検討をお願いしており、自治体とよく協議していただきたい。
105	厚労省関係	複数の自立相談支援機関の住まい相談支援員を兼務することは可能か。住まい相談支援員の人員配置の基準は示されているか。	可能である。 住まい相談支援員は、原則として、厚生労働省が実施する相談支援員養成研修（初任者研修）及び居住支援事業従事者養成研修を受講し、修了証の受けた者としている。なお、人数については、基準を設けておらず、自治体の人口規模等に応じて柔軟な配置を可能としている。
106	厚労省関係	被保護者地域居住支援事業について、対象者は具体的にどのような人を想定しているのか。	被保護者居住支援事業は、居住の安定を図るため、訪問による情報提供など、現在の住居等において日常生活を営むための支援が必要と福祉事務所が認めた被保護者であって、本事業による支援を希望する者を対象としている。 具体的な事業内容は以下のとおりであり、こうした支援が必要な方を対象者として想定している。 ○入居・転居時の物件等の紹介、賃貸借契約等に係る支援 ○居宅生活における見守り支援（定期的に居宅を訪問し、食事・洗濯・掃除・ゴミ出し・公共料金等の支払状況などを確認しつつ、日常生活面の相談対応・助言等の支援を実施）
107	厚労省関係	生活困窮者自立支援制度の地域居住支援事業や、生活保護法に基づく被保護者地域居住支援事業において、居住サポート住宅がどのように活用できるのか。	生活困窮者自立支援制度の地域居住支援事業については、居住サポート住宅の認定事業者が当該事業を受託することが考えられる。その際、当該事業者が地域居住支援事業として行う見守り等については、居住サポート住宅としての見守り等を兼ねることができる。なお、地域居住支援事業として見守り等を実施する場合であっても、居住サポート住宅としては、基準や契約に沿った頻度等による見守り等を行うことが必要であることに留意いただきたい。 また、生活保護制度の被保護者地域居住支援事業について、居住サポート住宅の認定事業者が当該事業を受託した場合には、生活困窮者自立支援制度と同様の取扱いとする方向である。